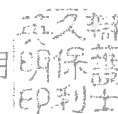


2023年9月29日

司法試験委員会委員長 佐伯 仁志 殿

ロースクールと法曹の未来を創る会

代表理事 久保利 英明



司法試験の合格者決定についての要請

第1 要請の趣旨

2023年度司法試験の合格者の決定にあたっては、合格者の数を少なくとも2,000人以上とするよう強く要請します。

第2 要請の理由

1 弁護士に対する需要の高まりとそれ逆行する司法試験合格者数

(1) 企業内弁護士に対する需要の高まり

日本組織内弁護士協会（以下「JILA」といいます。）が公表している資料によると、わが国の企業内弁護士の数は、直近10年間（2014～2023年度）で、次表のとおり、2,000人以上も増加しています。しかも、毎年、200人前後も増えています¹。

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
企業内 弁護士(人)	1,179	1,442	1,707	1,931	2,161	2,418	2,629	2,820	2,965	3,184
前年比(人)	+226	+263	+265	+224	+230	+257	+211	+191	+145	+219

また、弁護士を採用している企業数も、直近10年間（2014～2023年度）で619社から1,429社となり、2.3倍以上になっています²。

さらに、2021年にJILAが実施したアンケート調査によると、「法務部門の業務量が拡大している」との回答が全体の6割（59.03%）を占め、また、法務部門の人員数が「充足していない」との回答が半数（47.34%）を占めています³。こうした事情を考えると、企業内弁護士を増やす傾向は、今後もさらに強まると見込まれます。

¹ <https://jila.jp/wp/wp-content/themes/jila/pdf/transition.pdf>

² <https://jila.jp/wp/wp-content/themes/jila/pdf/company.pdf>

³ <https://jila.jp/wp/wp-content/themes/jila/pdf/plp2021.pdf>

(2) 法律事務所の採用状況

弁護士に対する需要の増大は、法律事務所でも同様です。いわゆる五大法律事務所（西村あさひ法律事務所、アンダーソン・毛利・友常法律事務所、森・濱田松本法律事務所、TMI 総合法律事務所、長島・大野・友常法律事務所）は、コロナ禍の中でも、毎年 200 人を超える新規登録弁護士を採用しています。五大法律事務所の 75 期司法修習生の採用数は 210 人で、74 期司法修習生の採用数（211 人）とほぼ同数でした⁴。2022 年度の司法試験合格者数は、2021 年度より 18 人減っていますが、それでも採用数は変わっていません。75 期の新規登録弁護士（新人弁護士）の数は、約 1,150 人ですので、新人弁護士の約 2 割が五大事務所に採用されたこととなります。五大事務所以外の大手事務所を含めれば、新人弁護士の 3 割がいわゆる大手事務所に採用されているのです。このことは、中小や個人の事務所が新人弁護士を採用することを困難にするだけでなく、東京や大阪などの大都市圏以外の地域の法律事務所が新人弁護士を採用することを妨げる結果となっています。実際、75 期司法修習終了者で新規弁護士登録をした者のうち、東京三弁護士会に登録をした者は 65% を超える一方、2022 年 12 月 8 日の一斉登録の時点で、新規登録弁護士が 0 か 1 人のいわゆる「ゼロワン弁護士会」は 23 会にも及んでいます。これは、東京の大手法律事務所が新人弁護士の大半を吸収してしまい、東京以外の地域に新人弁護士が行き届いていないことを示しています。

(3) 行政機関の弁護士需要も増大

日弁連の調査によると、行政機関（地方自治体を含みます。以下同じ。）が登用している任期付き弁護士数は、2013 年に 120 人でしたが、2021 年には 252 人に倍増しました。2022 年 3 月時点で、法曹有資格者を常勤職員として採用している都道府県数は 19（人数：29 人）、市区町村数は 111（人数：161 人）にのぼっています。2023 年 3 月には、公正取引委員会が 21 人もの弁護士を新規採用することを発表しており、行政機関の弁護士需要も増大しています。

(4) 需要の増大に逆行する司法試験合格者数

このように、直近 10 年間だけをみても、わが国のあらゆる分野で、弁護士需要が増えていることが明らかです。

ところが、直近 10 年間の司法試験合格者数は、次表のとおりで、2015 年度を除き、毎年、前年を下回り続けてきました。昨年度の合格者数は

⁴ https://lawplatform.co.jp/booksreports/2023/01/post_8/

1,403人にまで落ち込み、旧司法試験時代の最大合格者数すら割り込んでしまっています。

年度	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
合格数(人)	2,102	1,810	1,850	1,583	1,543	1,525	1,502	1,450	1,421	1,403
前年比(人)	-53	-239	+40	-267	-40	-18	-23	-52	-29	-18

その結果、弁護士の採用難が深刻化しています。たとえば、2022年4月終了の第74期司法修習生は1,458人ですが、うち14.47%に当たる211人が五大法律事務所に就職し、五大事務所以外の中規模事務所に採用される修習生も含めれば、大手中堅事務所に入らない1,000人程度を、裁判所、検察庁、法律事務所、企業、行政機関等が奪い合うことになっています。当会がヒヤリングを実施したところ、日本を代表する大企業ですら、「弁護士を採りたいのに採れない」と述べている状況です。法務省と司法試験委員会は、まず、この現実を直視すべきです。

2 法曹増員の必要性は明白

(1) 弁護士の増員が必要な課題が山積

わが国は、他の先進国に比べ、ダイバーシティ&インクルージョンの取り組み、障がい者・性的マイノリティ・子ども等の人権への対応、環境問題、IT・創薬・バイオ・宇宙ビジネスなど多くの先端的かつ重要な分野で、規制改革や新しいルールの策定が遅れています。これらを迅速に行うには、法（ルール）のプロである弁護士が多数必要ですが、弁護士の数が少なすぎて、こうした分野に対応する弁護士が確保できないためです。

実際、弁護士数は、日本が4万5,000人不足であるのに対し（2023年8月1日時点）、アメリカが約133万人、ドイツが約17万人、イギリスが約16万人であり（2021年3月31日時点。弁護士白書より。）、日本は桁違いに少ない状況が続いています。

加えて、日本には、女性弁護士が8,630人（19.6%）しかいません（2022年時点）。政府は、「女性版骨太の方針2023」を打ち出していますが、この方針を実現するためには、多数の女性弁護士が必要です。すなわち、同方針は、東証プライム市場上場企業について、2030年までに女性役員の比率を30%以上する目標を掲げています。現在、女性弁護士は、社外役員の重要な供給源となっていますが、このままでは著しい供給不足に陥ることが明らかです。また、同方針は、「女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現」を目標に掲げ、女性に対する暴力や性犯罪等への対策を強化するとしていますが、そのためには、女性の立場や気持ちを十分理解している女性弁護士が大量に必要です。

(2) 自由で公正な国際競争環境を確保するためにも法曹増員が必要

現在、世界中の政府や企業が ChatGPT 等の AI 技術、電気・水素自動車、自動運転、気候変動、暗号資産、再生医療、宇宙開発といった新しい分野で覇権を握るべく、激しい競争を繰り広げています。

こうした分野では、国際的なルールがまだ十分に整備されていないため、世界各国の政府・企業は、大量に弁護士を動員して、ルールづくりを進めています。自国に有利なルールを勝ち取った者が、世界市場を支配できると考えているからです。

ところが、日本は、この競争で、他の先進国や中国に大きく水をあけられています。その大きな原因は、弁護士など法曹全体のマンパワーが不足していることにあります。特に、こうした新たな分野の技術やビジネスに精通し、外国語を自在に操り、外国の政府や企業と交渉できる弁護士は、今の日本にはほとんどいないと言っても過言ではありません。一方、中国は、人権派弁護士を弾圧する一方で、弁護士の増員を続けており、最近では年間10万人以上に弁護士に相当する法律資格職を与えているとされています。これは、中国が、こうした競争を勝ち抜くために、弁護士を増やす必要があることを理解しているからです。

このままでは、日本と日本企業は、他国がつくり上げた不利なルールの中での競争を余儀なくされかねません。わが国、そして世界中の国と企業が、自由で公正な国際的ルールの下で競争できるようにするためにも、弁護士を中心とする法曹人口を大幅に増やす必要があることは明らかです。

(3) 「国際社会において、名誉ある地位」を占めるために法曹増員を

今、世界情勢は非常に不安定です。ロシアによるウクライナ侵攻、北朝鮮による度重なるミサイル発射、中国による台湾侵攻の懸念等、「新しい戦前」の様相を呈しているとさえ言われています。

わが国は、憲法前文において、「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。」と宣言しました。日本は、多様な価値観を持つ人々が、有意的に共生することのできる自由かつ公正な国際社会の形成に向けて、積極的に寄与するべきです。

そのためには、まず「法の支配」をわが国の血肉とし、憲法によって立つ個人の尊重と国民主権を真の意味において実現しなければなりません。そして、その価値を世界に向けて発信し、世界の国々と対話をしていくことこそが求められています。

法の支配の担い手は、まずもって法曹です。限られた法曹人口という脆

弱な土台の上には、自由と公正を核とする社会を築くことはできません。それ故、法曹が厚い層をなす社会を作ることが第一歩であり、平成の司法制度改革は、そのような理念の下で始まりましたが、法曹人口の増大という点では、極めて不十分な成果しか挙げていません。「自由民主主義」と「権威主義・専制主義」の闘いと言われる今こそ、世界に自由と民主主義の流れを強めるために、法曹人口の大幅な増大が求められているのです。

3 弁護士の増加で不利益を受ける者はいない

(1) 国民にとっては「多ければ多いほどよい」

弁護士増員に対しては、声高に反対の声をあげる向きありますが、国民からみれば、「法の支配」の直接の担い手であり、「国民の社会生活上の医師」である弁護士は、「多ければ多いほどよい」ことが明らかです。弁護士にアクセスしやすくなるし、多種多様な弁護士の中から、自分に合った弁護士を選べるからです。

(2) 業界団体である日弁連も減員を求めている

弁護士の団体である日弁連や弁護士会は、弁護士の増員に反対の立場をとってきました。しかし、その日弁連も、昨年3月17日に発出した「法曹人口政策に関する当面の対処方針～司法試験合格者の更なる減員に関する検証結果～」において、「司法試験の合格者数に関して、更なる減員を提言しなければならない状況にはない」と述べています。これは、日弁連も、現在の採用難や法曹志願者の減少に強い危機感を持つに至ったためです。減員を求める弁護士会もありますが、会員の声を正しく反映しているとは思えません。

(3) 増員により質が下がることもない

弁護士増員が質の低下を招くと懸念する声もあります。しかし、弁護士は4万5,000人足らずなのに対し、医師は33万人以上います。ところが、医師については、「質が悪いから減らせ」といった議論はありません。医大に相当する法科大学院で、しっかりと教育した上で世に送り出せば、弁護士が増えたからといって、国民が困るような事態になるなどとはおよそ考えられません。

実際、平成の司法制度改革の結果、司法試験の合格率も上昇し、弁護士数も2倍以上になりましたが、これによって弁護士の質が低下して、国民が困っているという指摘はありません。法務省も2022年3月に発表した「法曹の質に関する検証結果報告書」で、「若手法曹（司法修習期66期以降）一般の資質・能力や活動の質についても、他の法曹と比較して劣っ

ていると評価されてはいなかった」と結論づけています。

4 司法試験合格者数と合格率を増やせば志願者が増える

- (1) 「年間 3,000 人、修了者の 7~8 割が合格」が多数の人材を呼び込んだ法曹の量の上限を画する、司法試験の受験者数が激減していることは、深刻な問題です。現時点で、これを打開する唯一の方法は、司法試験合格者数と合格率を大幅に増やすことです。

法科大学院制度が始まった 2004 年には、法科大学院の志願者は 7 万 2,800 人もいました。その後も、しばらくの間は 4 万人近くの高水準を維持していました。司法試験の受験者数も、2011 年までは前年よりも増え続けました。数だけではありません。旧司法試験の時代と異なり、様々な専門知識や業界経験をもつ社会人、他学部出身者、外国育ちの者や外国の大学出身者など、多種多様な人材が大勢、法曹を志願しました。法科大学院がこれほどの人気を集めたのは、政府が「年間 3,000 人」「修了者の約 7~8 割」を司法試験に合格させる目標を掲げていたからです。これに魅かれて、法曹になるのは難しいと敬遠していた人材が、法科大学院に集まってきたのです。一流企業や官公庁を辞めて、あるいは、日中はフルタイムで仕事をしながら、法科大学院で学ぶ者も沢山いました。

ところが、司法試験合格者数や合格率が目標を大きく下回ったため、法科大学院志願者、そして司法試験の受験者が激減してしまったのです。

したがって、司法試験の合格者数と合格率を大幅に増加させることこそが、司法試験の受験者、そして法曹志願者を増やすために、最も現実的かつ効果的な対策であることが明らかです。

- (2) 司法試験合格率の上昇に伴い法科大学院志願者が増加

このことは、既に実証されつつあります。すなわち、合格者は減りつつも、司法試験の合格率自体は、2017 年以降、上がり続けています。これに呼応するように、2018 年に過去最低を記録した法科大学院志願者数・入学者数は、その後、増加傾向に転じています。2023 年度の法科大学院の志願者数は、10 年振りに 1 万 2,000 人以上にまで回復しました。司法試験の合格率が上がり続けていることがその理由です。

これについて、予備試験の合格者数を増やして、法科大学院修了者の司法試験合格率が下がることになれば、再び法科大学院の志願者が減少に転じることは容易に想像されます。法曹養成制度の中核は法科大学院です。法科大学院が衰退すれば、法曹全体が衰退することになります。予備試験は、「経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由

により法科大学院を経由しない者」のための例外的なルートです。法曹養成制度の健全な発展を目指すためには、予備試験の合格者数は、拡大すべきではありません。

5 結語

本年度の司法試験受験者数は3,928人（前年度比+353人）でした。受験者の合格率が2022年度と同じ（45.52%）であれば、本年度の合格者数は1,788人になります。したがって、合格者数を実質的に維持するには、合格者数を1,788人以上にする必要があります。

そして、これまで述べたように、法曹の大幅な増員が必要であることは明らかですから、今年度においては、少なくとも、2,000人は合格させるべきです。そうすることが、採用難の解消と法曹志願者増につながります。

以上の次第で、当会は、2023年度の司法試験合格者数を少なくとも2,000人以上とするよう強く要請するものです。

以上